

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年7月31日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第31号

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条の3第2項第2号中「、同項第7号の規定による控除を受けた扶養義務者等についてはその者につき500,000円」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の規定は、平成18年8月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)